

令和 2 年 8 月 1 1 日地熱部会資料

環 保 第 2 2 8 号

令和 2 年 7 月 28 日

経済産業大臣 梶原 弘志 様

岩手県知事 達増 拓也

「松川地熱発電所 発電設備更新計画」環境影響評価方法書に対する意見について
令和 2 年 3 月 4 日付けで事業者から提出がありました標記方法書について、電気事業法第 46 条
の 7 第 1 項及び環境影響評価法第 10 条第 1 項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を別添
のとおり提出します。

担当：環境生活部環境保全課
環境影響評価・土地利用担当
TEL：019-629-5269（直通）
FAX：019-629-5364

「松川地熱発電所 発電設備更新計画」環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じ、環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域は十和田八幡平国立公園内に位置するなど、事業実施区域及びその周辺は環境保全上重要な地域であることから、専門家の意見を聴きながら、景観及び野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
- (3) 事業計画の検討を進めるに当たっては、事業性の検討が、各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の結果を踏まえて行われる環境影響の回避・低減に係る検討に優先されることがないようにすること。また、その検討経緯を準備書以降の図書に記載すること。
- (4) 環境影響の調査解析については、審査会の意見や専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新の知見や方法に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。

2 個別的事項

(1) 水環境

水環境については、専門家の意見を聴きながら十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。

(2) 動物及び植物

- ① 事業実施区域及びその周辺には、希少野生動植物が生息・生育する可能性があることから、専門家の意見を聴きながら十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。
- ② 赤川への排水の流入による河川の水温上昇に伴う水生生物等や植生への影響について、専門家の意見を聴きながら十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。

(3) 景観

事業実施区域は、岩手山麓・八幡平周辺重点地域の山岳景観保全地区に指定されていることから、専門家の意見を聴きながら十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。